

平成 30 年度 改訂 領域別委員会（呼吸器領域）報告

【呼吸器学会主体の提案要望及び申請順位】

2018 年 3 月 5 日の厚労省告示により今回新設あるいは算定変更のあったものを網掛けで示す

技術名(未収載)		共同提案学会	厚労省による評価
1 ※	在宅持続陽圧呼吸管理療法指導管理 2 に対する遠隔モニタリング加算	ケア・リハ、睡眠、心不全	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 遠隔モニタリング加算 150 点（1 月につき） <b>新設</b>
2 ※	ハイフローセラピー治療器加算（在宅療養指導管理材料加算）	ケア・リハ、小児呼吸器	評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
技術名(既収載)			
1 ※	呼気ガス分析	アレルギー	再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
2	ハイフローセラピー	周産期新生児、新生児育成、小児呼吸器、ケアリハ、循環器、集中治療、緩和ケア、呼吸療法	<b>1 日につき</b> <b>15 歳以上 ; 160 点→192 点</b> <b>15 歳未満 ; 160 点→282 点</b>
3 ※	時間内歩行試験	ケア・リハ	<b>算定要件に理学療法士が追加</b> 但し当該検査の実施に関わる時間についてはリハビリテーション実施時間に含められない
4 ※	シロリムスを投与しているリンパ脈管筋腫症の患者への特定薬剤治療管理料の算定	なし	<b>特定薬剤治療管理料 1 が算定可能</b> シロリムスのトラフ血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定できる。
5 ※	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 の算定要件ウの修正	ケア・リハ	再評価すべき医学的な有用性が示されていない
6	在宅酸素療法指導管理料の算定要件変更	ケア・リハ	医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない。制度や指導管理等に係る提案
7	終末呼気炭酸ガス濃度測定	なし	再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
8	在宅療養指導管理料及び在宅酸素材料加算の算定要件	ケアリハ	医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性データで示すことができない。制度や指導管理等に係る提案

※一覧表内の※は、コンサルタント会社「PRRISM」に医療費の影響と算出の根拠の調査を依頼し

たもの。

【他学会主体の呼吸器学会共同提案要望とその結果】（網掛けは今回改定で評価されたもの）

技術名(未収載)		主体学会	厚労省による評価
1	気道過敏性検査（メサコリン吸入負荷によるスパイロメータでの1秒量測定）	アレルギー	別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない
2	アスペルギルス沈降抗体	アレルギー	評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
3	呼吸器顕微内視鏡	呼吸器内視鏡	評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
4	集中治療における早期リハビリテーション加算	呼吸ケア・リハ	①早期離床・リハビリテーション加算 500点（1日につき） 〔包括範囲〕(1) 心大血管疾患リハビリテーション料(2) 脳血管疾患等リハビリテーション料(3) 廃用症候群リハビリテーション料(4) 運動器リハビリテーション料(5) 呼吸器リハビリテーション料等
5	覚醒維持検査	睡眠	評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
6	アクチグラフ	睡眠	評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
7	感染症結核患者陰圧区域外検査施行時感染防止加算	結核	別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない
技術名(既収載)			
1	気管支ファイバースコープ	呼吸器内視鏡	D415経気管肺生検法 4,000点⇒4,800点
2	EBUS-TBNA 時における術中迅速細胞診の適応拡大	呼吸器内視鏡	評価すべき医学的な有用性が示されている
3	スパイログラフィー等検査（肺気量分画測定）	臨床検査	再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
4	フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む）	臨床検査	再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
5	機能的残気量測定	臨床検査	再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない
6	肺拡散機能検査	臨床検査	D203 1肺拡散能力検査 150 → 180点
7	脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む）	臨床検査	体性（視覚・聴性含む）感覚誘発電位 670→804点

			聴性定常誘発 800→960 点
8	終夜睡眠ポリグラフィー 1 及び 2 以外の場合	臨床検査	D237-3 PSG (終夜睡眠ポリグラフィー) : 3300→ 3960 点
9	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき)	臨床検査	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき) 400→800 点
10	セルブロック法、見直し	臨床細胞	病理組織標本作製 1 組織切片によるもの (1 臓器につき) 860 点→ 2 セルブロック法によるもの (1 部位につき) 860 点
11	免疫染色、細胞診への拡大	臨床細胞	N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 ; 2,700 点
12	血液採取・静脈	臨床検査専門	D400 1 血液採取 (静脈) 25→30 点
13	中皮腫における免疫染色の細胞診検体への拡大	肺癌	評価すべき医学的な有用性が示されている
医薬品名			
1	アミカシン	結核	結核病学会へ確認結果は不可
2	カナマイシン	結核	結核病学会へ確認結果は不可
3	モキシフロキサシン	結核	結核病学会へ確認結果は不可
4	デラマニド	結核	結核病学会へ確認結果は不可
5	リネゾリド	結核	結核病学会へ確認結果は不可
6	シタフロキサシン	結核	結核病学会へ確認結果は不可
医学管理料等			
1	難病等特別入院診療加算 (1 日につき) 二類感染症患者入院診療加算	結核	医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない。制度や指導管理等に係る提案
2	結核病棟における栄養サポートチーム加算	結核	医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない。制度や指導管理等に係る提案
3	呼吸器チーム加算 (週 1 回)	結核	医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない。制度や指導管理等に係る提案
4	多剤耐性結核手術における感染防止加算の増額	結核	別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない

【その他特記すべき改定】

① 在宅酸素療法指導管理料 遠隔モニタリング加算 150 点 (1 月につき) 新設

② 気管支ファイバースコープ関連

D415-3 経気管肺生検法 (ナビゲーション法) ⇒5,500 点 (新設)

③ 肺機能検査

D211 注3 連続呼気ガス分析加算 200 → 520 点 (心肺運動負荷テストの際)

以 上